

固定式火災探知警報装置の作動時間に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

固定式火災探知警報装置の作動時間に関する事項

改正理由

消防設備等の詳細な要件を規定する火災安全設備コード (FSS コード) の 9 章においては、固定式火災探知警報装置には、2 組以上の電源を備え、そのうち 1 組は非常電源とする旨規定されている。

当該非常電源については、給電時間に関して、SOLAS 条約第 II-1 章 42 規則及び 43 規則に従い、火災探知警報装置を所定の時間（貨物船 18 時間、旅客船 36 時間）作動させることに加え、可視可聴警報信号を少なくとも 30 分間連続で作動させることが可能なものとする旨規定されている。しかしながら、当該 30 分間の作動時間については、当該給電時間内のものであるか、当該給電時間後のものであるか具体的に規定されていない。

このため、2016 年 3 月に開催された IMO 第 3 回船舶設備小委員会 (SSE3) において、当該規定について検討が行われた結果、非常電源に接続される可視可聴警報信号の作動は、非常電源に要求される給電時間内の要求であり、所定時間後にも給電を要求するものではない旨明確にする IMO 統一解釈案が作成され、同年 11 月に開催された第 97 回海上安全委員会 (MSC97) において、MSC.1/Circ.1554 として承認された。

従って、MSC.1/Circ.1554 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

可視可聴警報信号は、非常電源の給電時間内の最後の 30 分間で作動可能のものとする旨明確にするよう改めた。

改正条項

鋼船規則 R 編 29.2.2

鋼船規則検査要領 R 編 R29.2.2